

第884回

宿毛市農業委員会会議

1. 日 時 令和7年3月4日（火曜日）午後1時30分

2. 場 所 宿毛市役所3階 303会議室

3. 出席者（15名）

1 番 稲田 義敬	2 番 山口 一晴	3 番 濱田 頼之
4 番 山本 欣史	5 番 岩本 誠司	6 番 井垣 水里
7 番 澤田 誠規	9 番 小島 久司	11 番 羽賀 大透

1 番 松本 功	2 番 保田 稔	3 番 川島 照久
4 番 堀内 愛貴	5 番 赤星 文香	6 番 山本 大
7 番 浦田 久永		

4. 欠席者（3名）

8 番 西山 成彦	10 番 寺田 巧	11 番 羽賀 大透
-----------	-----------	------------

5. 事務局等出席者

事務局長兼農地係長	小松 憲司	事務局	主任 柴岡 恵美
産業振興課 農業振興係長	溝渕 健躬		

6. 付議案件

議案第1号	農地法第3条許可申請審査について
議案第2号	宿毛市農用地利用集積計画について
議案第3号	農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について（諮問）

○議 長 みなさん、こんにちは。ここ2～3日暑いぐらいの天気でしたが、今日は肌寒い雨になっております。体調管理の方十二分に気を付けてください。今日はそこそこの案件の方もありますので、さっそくですが会の方進めていきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願いします。

○議 長 これより、第884回宿毛市農業委員会の会議を開会します。
「議事録署名委員」の指名を行います。1番 稲田 義敬 委員、
2番 山口 一晴 委員にお願いします。
(なお、8番 西山 成彦 委員、10番 寺田 巧 委員、11番 羽賀 大透 委員より宿毛市農業委員会規程10条の規定による欠席の申し出がありました。)

○議 長 議案第1号「農地法第3条許可申請審査について」を議題といたします。

○議 長 事務局と委員より議案の説明をお願いいたします。

○事務局員 議案第1号「農地法第3条許可申請審査について」ご説明いたします。
受付番号36番。場所は3ページに位置図をつけております。
大字平田町戸内。藤林寺付近にある農地の2筆です。
譲受人が耕作を行いたいと農地を探していたところ、申請地がみつかったことから今回の申請となりました。
使用貸借による権利設定で、期間は3年となっております。
畑では玉ねぎ、白菜を耕作するとの計画が出されています。
全部事項証明書のほか、耕作計画書も添付されています。
農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしていると考えております。

続きまして受付番号37番。場所は4ページに位置図をつけております。
大字橋上町神有。県道4号主要地方道宿毛津島線沿い、神有橋付近にある農地1筆です。

譲渡人と譲受人は叔父と甥の関係で譲受人は市外在住ではありますが、申請地近くには母親の実家や親戚の家があり、現在も行き来して申請地の管理等行っているとの事です。

売買で、田には柿が植えられており引き続き耕作していくとの計画が出されています。

全部事項証明書のほか、耕作計画書等も添付されております。

本申請は双方から委任を受けた西川行政書士から提出されております。

農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしていると考え

えております。

続きまして受付番号38番。場所は5ページに位置図をつけております。

平田町黒川。譲受人の自宅付近にある農地1筆になります。

譲受人は自宅の庭先等で季節野菜等を耕作しているが、柑橘類等植えたいとの希望があり、自宅付近にある今回の農地を購入することになりました。売買でみかんを耕作するとの計画が出されています。

全部事項証明書のほか、耕作計画書等も添付されております。

本申請は双方から委任を受けた西川行政書士から提出されております。

農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしていると考えております。

続きまして受付番号39番。場所は6ページに位置図をつけております。

大字橋上町京法。京法川沿いにある農地5筆になります。

譲渡人は京法地区から市内に出てきており、耕作等が困難なため申請地付近で直七を耕作している譲受人と売買することになりました、

田・畑では直七を耕作するとの計画が出されています。

全部事項証明書のほか、耕作計画書等も添付されております。

本申請は双方から委任を受けた山下行政書士から提出されております。

農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしていると考えております。

続きまして受付番号40番。場所は7ページに位置図をつけております。

大字二ノ宮。松田川沿い、旧宿毛市立松田川小学校付近に広がる農用地区域内の農地の1筆になります。

譲受人は夫と水稻を耕作していましたが、自作地が工事の関係で減ってしまうことになり、農地の面積を減らしたくないとの思いから農地を探していたところ、声をかけてもらい、今回の申請になったとの事です。

売買で田では水稻を耕作するとの計画が出されています。

全部事項証明書のほか、耕作計画書等も添付されております。

農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしていると考えております。

説明については、以上になります。ご審議のほどよろしくお願いします。

○議長 続きまして、受付番号36番について、平田地区担当の自分の方から説明をいたします。

○岩本委員

【議案書をもとに36番朗読】

先日平田の3人の委員で現地を確認し、●●さん（譲受人）には会い、●●さん（譲渡人）は代理の人に電話で確認し、どうかよろしくお願いしますとのことです。よろしくお願いします。

○議長

続きまして、受付番号37番および39番について、橋上地区担当の濱田委員より説明をお願いいたします。

○濱田委員

【議案書をもとに37番および39番朗読】

37番ですが、先日●●さん（譲渡人）には自宅へ行き話を聞き、先ほど事務局よりあった通り叔父と甥の関係です。●●さん（譲受人）には電話で確認しましたので、間違いのないとのこと。審議よろしくお願いします。

39番、前に川島委員と行ってタイヤがパンクするようなところなので気を付けながら行きました。●●君（譲受人）は同級生であり京法出身で、今、直七の社長をやっている直七を増産したいので地元の耕作地を増やしたいという中で、●●さん（譲渡人）の土地、耕作放棄で木が生えていたところの木を切って直七を植えるということです。●●さん（譲渡人）は施設に入っていないので、妹の●●さんに確認とって間違いのないとことで、審議お願いします。

○議長

続きまして、受付番号38番について、黒川地区担当の井垣委員より説明をお願いいたします。

○井垣委員

【議案書をもとに38番朗読】

●●さん（譲渡人）の実家が黒川にありまして、年に2回ほど帰って来てまして、以前からこの話は本人、近所の人から話を聞いたことがありました。今回案件が出て、26日に●●さん（譲受人）の方、平田の3人の委員で現地確認と本人に会いに行きました。間違いのないのでお願いいたしますということです。事務局からあったように柑橘類の果樹を植えるそうです。

○議長

続きまして、受付番号40番について、和田地区担当の稲田委員より説明をお願いいたします。

○稲田委員

【議案書をもとに40番朗読】

2月26日に松本委員同行で現地を確認しております。その後、●●さん（譲渡人）、●●さん（譲受人）に電話で確認し、間違いのないので

ろしく願いますとのことです。よろしくお願いします。

○議長 事務局と委員より説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はございませんか。

(審議中)

○浦田委員 すみません。36番ですけど、事務局と岩本委員の説明で聞き間違いかもしれませんけど、申請理由は使用貸借で所有権移転、書いているのは無償ですけど、岩本委員は有償言うて私は聞いた。

○岩本委員 有償言うたかね。無償。

○浦田委員 こういうことで、3条でこういう申請あるが。

○事務局長 例は今までなかったんですけど、今回たまたまこういう形で出てきます。無償です。

○浦田委員 無償が本当で。使用貸借いう。所有権移転になっちゃう。

○事務局長 うちも表記に迷ったんですけど、所有権移転と書いてますけど、あくまで使用貸借ということで。

○松本委員 登記はせんがやろ。地上権設定とか言うようなことならあれやけどよ。

○事務局長 登記はしません。

○小島委員 耕作の受委託みたいなもんやろ。実質は。ただで作ってくれという。

○松本委員 利用権と一緒にやろ。

○浦田委員 利用権と一緒にやろ、登記せんがやったら。

○事務局長 ちょっとニュアンスが。4月から皆さんにお伝えしているように相対の利用権設定が廃止されます。それに先駆けてという意味ではないと思うんですが、たまたま今回こういう形で出てきたと。

○浦田委員 それでやって、農業委員会としても、これでかまんがかね。

- 事務局長 全然、法的には問題ありません。ただ表記が分かりにくくて。
- 山口委員 今後こういうのが出てくる可能性があるということ。
- 事務局長 はい、今、山口委員から話がありましたが、今後ありうると。絶対とは言いませんけど。相対の部分は基本的に廃止という形になって、その部分がこういった形で出てくるのがあるのかと。4月以降。
- 松本委員 地上権なんか設定すりゃああれやけど。なんかおかしいような気がするけど。
- 事務局長 フローチャート、こういう場合はこうなると示されてあるんですけど、お配りしていましたが。
- 澤田委員 出し手はええとこちつともないやんか。固定資産も自分で払わんといかん。ただで貸して。
- 事務局長 この●●さん（譲渡人）の意図はわからないんですけど。本人さんは宿毛にはいないし農家でもないとのこと。相続して農地は取得していますけど。
- 浦田委員 今話したように所有権移転言うたら、普通登記までするがやろうと。そこがないとなると、表記がおかしいがやない。
- 事務局長 ありがとうございます。この部分は今後検討課題ということで。
- 岩本委員 他の地区にも例があるかどうかなど、確認してみて。申請理由のところは事務局の課題ということで、後日教えてもらうということで。
- 議 長 ほかに意見はございませんか。
- （「なし」との声あり）
- 議 長 これより採決をいたします。
- 議案第1号「農地法第3条許可申請審査について」5件の報告があり、審議の結果問題ないということですので、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議 長 異議なしと言うことですので、「議案第1号」5件は、許可することに決しました。

○議 長 続きまして、議案第2号「宿毛市農用地利用集積計画について」を議題といたします。

○議 長 事務局と委員より議案の説明をお願いいたします。

○事務局員 議案第2号「宿毛市農用地利用集積計画について」ご説明いたします。

受付番号15番につきましては、利用権設定の借主は「公益財団法人高知県農業公社」となっております。高知県農業公社というのは「農地中間管理機構」のことであります。

まず、議案第2号として各所有者から機構へ農地を貸す利用権設定を審議していただき、後ほど14ページにあります議案第3号としまして配分計画案に対するご意見をお願いできればと思います。

新規設定です。設定期間は3年間となっております。利用権の種類は使用貸借になります。

場所は大字山田。妙見神社付近にある農地の2筆になります。

登記及び現況地目は田で水稻を作るとの計画が出されております。

いつもでしたら、委員の皆様方に、この借主は「農地全てを効率利用する人なのか」とか「必要な農作業に常時従事するのか」といった点のチェックをしていただくところですが、借り手が農地中間管理機構で、農地中間管理事業の実施による利用権設定をする時であれば、これらの要件には該当しなくても良いこととなっておりますので申し添えます。

以上のことから、事務局は今回申し出のありました、受付番号15番について農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしていると考えております。

続きまして、受付番号16番について説明させていただきます。

新規設定になります。設定期間は2年間、利用権の種類は賃借権です。

場所は大字黒川。土佐清水宿毛線、三原バス北便・平田町黒川バス停付近に広がる農地のうちの2筆になります。

借主は申請地付近の農地を借受け耕作しており、現在耕作中の農地の付近で耕作面積を広げたいとの事から今回の申請となっております。

田ではピーマンを作るとの計画が出されています。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしていると考え

えております。

続きまして受付番号17番についてご説明いたします。

新規設定になります。設定期間は10年間、利用権の種類は賃借権です。

場所は大字黒川。中村宿毛道路の平田インターチェンジ付近の広い農用地区域の中の4筆になります。

田では水稻を作るとの計画が出されています。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしていると考えております。

続きまして受付番号18番及び19番は借受人が同じであるため、一緒に説明させていただきます。

新規設定になります。設定期間は5年間、利用権の種類は賃借権で同じ設定内容になります。

場所は大字黒川。黒川農村公園付近に広がる農地のうちの2筆と1筆、合計3筆になります。

畑で薬草のミシマサイコを作るとの計画が出されております。

借主は地域おこし協力隊の任期終了後、宿毛市で農業を行うために農地を探し、申請地付近の農地を借り受け耕作しております。現在耕作中の農地の付近で耕作面積を広げたいとの事から今回の申請となっております。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしていると考えております。

続きまして受付番号20番についてご説明いたします。

再設定になります。設定期間は10年間、利用権の種類は賃借権です。

場所は、大字二ノ宮。県道4号主要地方道宿毛津島線、ラーメン屋二ノ宮金次郎の近く、松田川沿い北側に広がる農地のうちの1筆になります。

田ではみょうがを作るとの計画が出されています。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしていると考えております。

続きまして受付番号21番から33番は借受人が同じ方になります。

全て新規設定になります。設定期間は受付番号30番については10年間、その他については全て5年間の設定になります。利用権の種類は受付番号29番の農地9筆のうち5筆が使用貸借、その他は賃借権です。

受付番号21番。場所は大字宿毛。宿毛東駅付近にある農地2筆と宿毛バイパス沿いにある農地3筆の合計5筆になります。

田では水稻を耕作するとの計画が出されています。

受付番号 22 番。場所は大字宿毛と駅東町 1 丁目。宿毛高校グラウンド付近にある農地 2 筆と、ドラッグストアコスモス宿毛店付近にある農地 3 筆の合計 5 筆になります。

宿毛高校グラウンド付近にある 2 筆では水稻を、ドラッグストアコスモス宿毛店付近にある 3 筆ではオクラを耕作するとの計画が出されております。

受付番号 23 番。場所は大字宿毛。宿毛高校グラウンド付近にある農地 2 筆とホテルアバン宿毛付近にある農地 1 筆の合計 3 筆になります。

田では水稻を作るとの計画が出されています。

受付番号 24 番。場所は大字宿毛と幸町、駅東町 1 丁目、駅前町 1 丁目になります。

宿毛バイパス付近にある農地 2 筆、JA 宿毛支所付近にある農地 1 筆、宿毛東駅付近にある農地 1 筆、ドラッグストアコスモス宿毛店付近にある農地 2 筆、ベルモニー会館宿毛付近にある農地 5 筆の合計 11 筆になります。

田では水稻を作るとの計画が出されています。

こちらの案件は貸主さんが入院中のため、娘婿の柴岡宏行氏が代筆されていますが、内容については貸主も了承しているとのことです。

受付番号 25 番。場所は大字錦。東兄弟自動車付近にある農地 3 筆になります。

田では水稻を作るとの計画が出されています。

受付番号 26 番。場所は大字和田。松田川水管路付近にある農地 4 筆と宿毛津島線沿いにある農地 1 筆の合計 5 筆になります。

田では水稻を作るとの計画が出されています。

受付番号 27 番。場所は大字和田。宿毛バイパス沿い、宿毛消防署付近にある農地の 2 筆になります。

田では水稻を作るとの計画が出されています。

受付番号 28 番。場所は大字和田。宿毛津島線沿いに広がる農用地区域内の 2 筆になります。

田では水稻を作るとの計画が出されています。

受付番号29番。場所は大字宿毛、中央8丁目、貝塚になります。

宿毛ポンプ場付近にある農地1筆、宿毛バイパス沿いにある農地1筆、宿毛東駅付近にある農地4筆、宿毛東駅付近に広がる農用地区域の1筆、宿毛変電所付近にある農地2筆の合計9筆になります。

田では水稻を作るとの計画が出されています。

受付番号30番。場所は西片島。ホテルぴんくのくじら付近にある農地1筆です。以前は別の方と利用権設定していましたが、耕作状況が思わしくないため、合意解約を行い借主を探していたところ今回の借主が見つかったため利用権設定を行うことになりました。

田では水稻を作るとの計画が出されています。

受付番号31番。場所は大字宿毛。宿毛ふれあい市付近にある農地1筆です。

田では水稻を作るとの計画が出されています。

受付番号32番。大字和田。松田川の東側、河戸堰付近に広がる農用区域内にある農地2の筆です。

田では水稻を作るとの計画が出されています。

受付番号33番。場所は大字駅東町2丁目、駅前町1丁目、宿毛。

ワークス自動車用品店付近にある農地1筆、ローソン宿毛バイパス店付近にある農地1筆、黒萩自動車整備工場付近にある農地1筆、合計3筆になります。

田では水稻を作るとの計画が出されています。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしていると考えております。

続きまして受付番号34番及び35番は同じ借受人であるため、一緒に説明させていただきます。

新規設定になります。設定期間は5年間、利用権の種類は使用貸借になります。

場所は大字山田。山田川と横瀬川に囲まれた農用地区域内にある農地の1筆と山田川沿いに広がる農用地区域内にある農地のうちの1筆です。

田では水稻を耕作するとの計画が出されています。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしていると考えております。

続きまして受付番号36番についてご説明いたします。

新規設定になります。設定期間は20年間、利用権の種類は賃借権です。

場所は大字和田。旧宿毛市立松田川小学校付近に広がる農用地区域内の農地1筆です。

田ではイチゴを耕作するとの計画が出されております。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしていると考えております。

続きまして受付番号37番から39番は同じ借受人であるため、一緒に説明させていただきます。

場所は大字押ノ川。コインランドリー（シャワシャワ押ノ川店）付近にある農地2筆、他2筆の合計4筆になります。

田では直七を作るとの計画が出されています。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしていると考えております。

宿毛市農用地利用集積計画についての説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 続きまして、受付番号15番及び34番、35番について、山田地区担当の小島委員・山本委員さんより説明をお願いいたします

○山本委員 【議案書をもとに15番朗読】

事務局より説明のあった通りでございます。皆さんよろしくお願いいたしますとのことです。以上です。

○小島委員 【議案書をもとに34番及び35番朗読】

双方に前日、確認しました。●●さん（34番貸付人）は老齢のため減反していかないかんとということで、●●さん（借受人）に相談。●●さん（35番貸付人）は被相続人から田んぼをもらったが、市外で商売をしており作れないので、●●さん（借受人）に相談。●●さん（借受人）は熱心に稲を作っているので問題ないと思います。審議よろしくお願いいたします。

○議長 続きまして、受付番号16番から19番について、黒川地区担当の堀内委員より説明をお願いいたします。

○堀内委員 【議案書をもとに16番から19番朗読】

16番ですが、28日の日に平田地区担当の3人で現地確認していたら、ちょうど●●さん（借受人）が菜花の収穫しているところに、●●さん（貸付人）の奥さんが手伝いに来ていまして、一緒に話を聞くことができました。間違いないのでよろしくお願いしますとのことです。

17番。27日の日に3人で現地確認し、●●さん（借受人）に会って間違いがないということです。以前は別の人に作ってもらっていたが、●●さん（貸付人）が●●さん（借受人）にお願いしたいということで、申請になったとのことです。

18番、19番は前回の883回会議の時にミシマサイコを植えているところに行った際、もっと広げたいという話があつて場所も教えてもらっていたところでした。●●さん（18番貸付人）には会って、●●さん（19番貸付人）には電話して確認しています。よろしくお願いします。

○議 長 続きまして、受付番号20番について、二ノ宮地区担当の山本委員より説明をお願いいたします。

○山本委員 【議案書をもとに20番朗読】

先日、現地で●●さん（借受人）に確認をとり、●●さん（貸付人）には電話で確認して、間違いのないとのことです。以上です。

○議 長 続きまして、受付番号21番から24番及び26番から28番、32番、36番から39番について、街区地区、和田地区担当の稲田委員より説明をお願いいたします。

○稲田委員 【議案書をもとに21番から24番及び26番から28番、32番、36番から39番朗読】

27、28日と借受人と貸付人の両名の方に伺いしております。借受人の●●さんについては作業場がありまして、そこに書類を持っていき確認を取り間違いのないということです。貸付人の●●さん（22番）、●●さん（23番）については与市明ということでお家の方に行つて確認取り、後は電話で確認し間違いのないということです。事務局より話がありました24番、●●さんは確認を取るときには入院しておりましたが、ご本人に確認し、息子が差配しているので間違いないと確認を取っています。よろしくお願いします。

36番、2月27日に松本委員と確認し、その後両名には電話で確認しています。20年という長い設定期間ですが、間違いのないということでした。

37番から39番については、2月27日に借受人の●●さんに電話で確認し、その後、貸付人に電話で確認取りました。37番の●●さんに電話した時に、借受人の●●さんは場所知らんがやないろうかと聞かれたので、もう一度かかってくるのではないかと伝えました。また●●さん（借受人）に電話した時に直七を植えるが苗の関係で、3月7日からとなっているが、苗が届くか分からん、不明なので期間がずれてもいいものか。という話があったけど、設定期間内に植えることができれば再度の申請提出はせんでいいのではないかと伝えましたが、それでよかったですかね。

○事務局長 お見込みのとおりです。

○稲田委員 3名についても間違いはないということですので、よろしくお願いします。

○議長 続きまして、受付番号25番及び29番から31番、33番について、西地区担当の山口委員より説明をお願いいたします。

○山口委員 【議案書をもとに25番及び29番から31番、33番朗読】

借受人については事務局と稲田委員から説明があったので特にはありません。貸付人すべては電話での確認になりましたけど、すべて間違いないのでよろしくお願いしますとのことでした。以上です。

○議長 事務局と委員より説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はございませんか。

(審議中)

○澤田委員 24番と33番。農地の面積は㎡単位でええようになっちょうがやけんど、小数点以下はいらんがやけど。市街化調整区画かなんか。

○小島委員 駅前町しかそういうところがない、市街化区画で調整して面積、小分けにしちょうけん、そんな数字になっちょうがかということやろ。

○事務局長 おそらくそう思われます。ごめんなさい、宿題にさせてください。確認して来月の定例会以降に報告させていただきます。

○浦田委員 この件もみんな、4月以降は今、問題になっちょうあれに関連して3月中に利用権設定されちょうがは切られないいうがやったやいか。その期間

は。それに絡んでこんなにいっぱい出してきたが。

○事務局長 この方におかれましては、先月の定例会の後に事務局に問合せがありまして、利用権設定しているところもありますが、届け出がされていないところもあって、窓口に来ていただいて、これを機に整理するという事で、1月末から来庁していただいて、書類に判をもらいに行ってもらい、締め切りに間に合ったということです。

○浦田委員 詳しいことはええ。なんとなくわかった。岩本委員の件ですが、ピーマン作る言いよるけど、ハウスごと貸したが。

○岩本委員 露地。ハウスは貸してない。

○浦田委員 露地ね。わかりました。

○議 長 ほかに意見はございませんか。

(「なし」との声あり)

○議 長 これより採決をいたします。
議案第2号「宿毛市農用地利用集積計画について」25件の報告があり、審議の結果問題ないということですので、原案のとおりこの計画を適当と認め市に通知することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議 長 異議なしと言うことですので、「議案第2号」25件は、市に通知することに決しました。

(産業振興課 溝渕係長 入室)

○議 長 続きまして、議案第3号「農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について」を議題といたします。
産業振興課 溝渕係長より議案の説明をお願いいたします。

○産業振興課 産業振興課 溝渕です。よろしくお願いします。
議案書は13ページをご覧ください。議案第3号 農用地利用集積計画案についてご説明いたします。先ほど議案第2号にて承認いただきました農用

地利用集積計画（受付番号 15 番）について、高知県農業公社が借り受けた農地につきまして、農地を受け手に集積する計画です。

15 ページにあります、(別紙) 借受選定理由書によりますと、宿毛市山奈町山田字青木 4 5 8 番 1 外 1 筆につきまして、受け手として応募されております中で、借受者希望者は選定理由にある各項目でポイントが一番高い経営体の●●●●氏が適当であるとの理由から利用集積計画を作成しております。

以上、農用地利用集積計画の説明になります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 担当課より説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はございませんか。

(審議中)

○会長代理 ほかに意見はございませんか。

(「なし」との声あり)

○会長代理 それでは、これより採決をいたします。

議案第 3 号「農用地利用集積計画案の意見聴取について」担当課より説明があり、審議の結果問題ないということですので、原案のとおりこの計画案を適当と認め、市に答申することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○会長代理 異議なしということですので、「議案第 3 号」1 件は、市に答申することに決しました。溝渕係長、ありがとうございました。

(産業振興課 溝渕係長 退室)

(協議事項)

○議長 続きまして、協議事項にはいります。
非農地の報告について事務局と委員よりお願いいたします。

○事務局長 非農地証明についてご報告いたします。
受付番号 28 番。申請場所 所在地は大字橋上町神有。登記地目 田 3 筆。17 ページに位置図をつけております。

申請地は県道4号主要地方道宿毛津島線沿い。

平成5年月日不詳より耕作放棄、蘭の保管倉庫を建築し現在に至っております。現況は宅地です。

本申請は委任を受けました西川行政書士（四万十市）から提出されております。

続きまして、受付番号29番。申請場所 所在地は大字宿毛。登記地 目1筆。18ページに位置図を付けております。

申請地は県道片島港線沿い、新田地区。

平成20年頃耕作放棄し、駐車場及び修理用自動車、車輛機器置き場として利用し現在に至っております。現況は雑種地です。

本申請は委任を受けました山下行政書士から提出されております。

以上、農地への復帰は困難と考えます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 続きまして、受付番号28番について、橋上地区担当の濱田委員より説明をお願いいたします。

○濱田委員 【議案書をもとに28番朗読】

●●さん（申請者）の家で昔、蘭を取って売ったりしていた。蘭の保管場所として家が建っており、現在もそのまま家がある。審議よろしくお願いいたします。

○議長 続きまして、受付番号29番について、西地区担当の山口委員より説明をお願いいたします。

○山口委員 【議案書をもとに28番朗読】

●●さん（申請者）が言うには、20年よりもっと前から車の置き場にしていて、それ以前から耕作放棄になっていた。今回申請してちゃんとしようということで、本人よりよろしくお願いしますということです。以上です。

○議長 事務局と委員より説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はございませんか。

（審議中）

○議 長 ほかに意見はございませんか。

(「なし」との声あり)

○議 長 これより採択をいたします。
非農地証明 2 件につきましては、審議の結果問題ないということですので、適当と認め証明することにご異議ございませんか。

(「意義なし」との声あり)

○議 長 異議なしと言うことですので、非農地証明 2 件は、証明することに決しました。

(報告事項)

○議 長 事務局より報告事項があります。

○事務局 (①県に送付した結果の報告について)

農地法第 5 条申請 (受付番号 1 3 号) について、県に意見を付して送付しておりましたが、県より許可の決定がありましたので報告いたします。

※宿毛市押ノ川 (一般住宅の建築・令和 7 年 2 月 2 5 日付け)

(②令和 7 年度からの農地の賃借制度変更に伴う高知県農業公社説明会について)

4 月の定例会の時に再度設定したいと考えておりますので、またご案内させていただきます。よろしくお願いいたします。

(③令和 7 年度農作業臨時雇用標準賃金 (案) について)

お手元の「令和 7 年度農作業臨時雇用標準賃金 (案)」をご覧ください。これについては、毎年この時期の総会で審議をしていただいております。お手元の資料でも確認していただけたと思いますが、もう数年来金額に変化はありません。営農センター等にも聞いてみましたが、特に変わったようにも思わないということでしたので、案も前年度と同じ額を入れております。

総会で諮る必要がありますので、ご審議をお願いいたします。

(④宿毛市賃借料情報 (案) について)

こちらは令和 6 年 1 月～1 2 月までの利用権設定されたものの平均値、最高額、最低額を、極端に高低のあるものをのぞいて集計し、取りまと

めたものになります。令和6年度は山奈・平田地区以外の地区では、使用貸借であったり、水稻以外であったりで、データが反映できないことから情報はありませんとしています。

賃借料情報については、以上になります。

ご確認よろしく願いいたします。

○議長 事務局よりありました、農作業臨時雇用標準賃金（案）、宿毛市賃借料情報（案）ですが、よろしいでしょうか。

○小島委員 労働日数のところ、人件費の田植え、にんぷさんの田植え、雇いの人やろうけど、やっぱり見直さないとあんまりよね。実際やりよる人はいらうけどよ。

○川島委員 別にこれでええがやない。それはあくまで基準だよ。1万払う人もおるしよ。

○小島委員 人件費は最低賃金をクリアしてないとおかしいことないかいということだけ言いたいだよ。それだけは見直しちよった方がええがやないかと。

○浦田委員 データとしてはそれで出ちょうがやけん。農業委員会としてはかまんがやないかい。

○小島委員 標準はクリアしちよかんといかんことないかい。

○岩本委員 手植えのところ省いたらどうでしょう。

○澤田委員 この書類はない方がええがやない。

○小島委員 何人かは聞きに来ることがある。

○岩本委員 手植えにしたら極まれの例外になるけん、双方で判断して。手植えの、それなしにしましょう。あとトラクター、田植え、コンバイン、畔取りについては、一応目安ということで。宿毛市の目安ということで、後はお互いの話し合いということで。来月お願いします。

○澤田委員 畔取りと書いちょうけんど、標準語で言うたら、畔塗りぞ。取ったらいかんろ。

○議 長 それじゃあ、来月に。

(⑤次回会議の日程について)

次回会議の日程についてお知らせします。次回は4月8日(火)午後1時30分開会の予定です。なお、会議への各種申請書類受付締切日は3月7日(金)で、議案送付は3月27日(木)の予定です。

○議 長 ほかに何かありませんか。

(「なし」との声あり)

議 長

それでは、以上で今期定例会議の議事は全て終了いたしました。
これで第884回宿毛市農業委員会会議を閉会します。

午後14時00分閉会

令和7年3月4日

会 長

岩本 誠司

農業委員

稲田 義敬

農業委員

山口 一晴